EMCサイトのVCCI登録完了

10月からの新規制にも対応(1GHzから6GHzの周波数帯)

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター(以下「都産技研」) 多摩テクノプラザでは、EMCサイト・10m法電波暗室に関して、平成 22年6月8日、一般財団法人VCCI協会よりVCCI登録サイトとして認定 を受けました。登録設備は、電界強度測定設備、1GHz超電界強度測定設 備、電源ポート伝導妨害波測定設備および通信ポート伝導妨害波測定設備 です。これにより、国際規格に準拠したVCCIマークの取得に必要な成績 証明書を発行いたします。

近年の電子機器の高速化に伴い、2010年10月より1GHzから6GHzの周波数帯の許容値が規格化されます(現在の測定範囲は30MHzから1GHz)。

都産技研の多摩テクノプラザに新設した10m法電波暗室は、VCCI協会の認定を受け VCCIの規格に則った測定と成績証明書の発行が可能となりました。2010年10月から 規制が施行される1GHz超の許容値の試験も可能です。

都産技研は、情報処理装置、電気通信機器および電子事務用機器など、電子機器自身

が放射する電磁波を許容値以下に抑えられるよう FMC対策のご相談に応じます。

VCCI規格とVCCIマーク

VCCI規格は日本のVCCI協会が定めたパソコンやその周辺機器など情報処理装置から放出され、他の電子機器に悪影響



VCCIマーク

を及ぼす電磁波ノイズに関する規格を定めた自主規制の規格です。国際規格のCISPR22等に準拠しています。

国産品、輸入品に限らず、国内で販売される情報処理機器 等はVCCIの規定を満たしていればVCCIマークを付けること ができます。 ただし、VCCIマーク取得のためにはVCCI協会 の会員になる必要があります。

VCCI規格を満たした製品を使用することで電子機器同士の電波障害を避けることができます。



VCCI登録証

■お問い合わせ先 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

経営企画部 経営情報室 小山元子 TEL 03-3909-2431

多摩テクノプラザ 電子・機械グループ 西野義典 TEL 042-500-1263

FAX 03-3909-2590 FAX 042-500-2397

URL: http://www.iri-tokyo.jp